



毎月5日発行

# Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ  
(旧社会保険労務士法人MAC) (旧税理士法人望月会計)

第 135 号

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

## 「勤務間インターバル制度」普及 率 10% 目標へ～厚労省報告書

◆「働き方改革実行計画」に基づき検討  
厚生労働省は先月 21 日、「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」の報告書を公表しました。この検討会は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 12 月までに 5 回にわたり開催され、勤務間インターバル制度の導入メリットや課題、普及に向けた取組みなどについて検討されてきたものです。

◆導入の意義と導入に向けた課題・プロセス・事例を紹介

報告書ではポイントとして、①「勤務間インターバル制度」は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要な制度であること、②制度の普及に向けた課題として、制度の認知度が低いことや中小企業等が導入する際の手順が分からないことが挙げられること、③普及促進に向けて、検討会報告書の別添の「勤務間インターバル制度導入に向けたポイント」や導入事例集の周知、助成金による支援を進めていくことが重要であること――を示し、以下のようない点についてまとめています。

《導入によるメリット》

- ①健康維持に向けた睡眠時間の確保につながる
- ②生活時間の確保によりワークライフバランスの実現に資する
- ③魅力ある職場づくりにより人材確保・定着につながる

④企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる

《普及に向けた課題》

- ① 制度の認知度が低い
- ② 制度導入の手順がわからない
- ③就業規則の整備等に係る経費負担
- ④突発的な業務が発生した際の代替要員の確保

《普及に向けた取組み》

- ①導入事例集を活用し行政機関、地域の関係団体等と連携して制度の周知を行う
  - ②制度導入の手順をまとめた「導入に向けポイント」を参考に、さらなる導入促進を図る
  - ③助成金による導入支援、労務管理の専門家による相談支援を実施する
  - ④関係省庁が連携を図りながら、取引環境の改善に向けた取組みを一層推進する
- 報告書ではこのほか、制度導入までのプロセスを示すとともに、導入に当たって参考となるよう、20 の導入企業例を掲載しています。

◆2020 年までに導入企業 10% へ

政府は、制度の導入の予定も検討もしていない企業が 89.1%にのぼり（平成 30 年就労条件総合調査）、その理由として「当該制度を知らなかったため」が 29.9%となっていることから、認知度の向上に向けた取組みを推進し、2018 年 1 月 1 日現在で 1.8%にとどまっている導入企業の割合を、2020 年までに 10%以上とする目標を掲げています。